

第四章 罰則

附則

國家公務員法

第一章 總則

(この法律の目的)

第一條 この法律は、國家公務員（この法律で國家公務員には、國會議員を含まない。）たる職員について適用すべき各級の根本基準を掲げて、職員が職務の遂行に當り、最大の能力を発揮し得るように、民主的な方法で、これを選択し、且つ、指導すべきことを定め、以て國民に対し、公務の民主的且つ能率的な運営を保障することを目的とする。

(一般職及び特別職)

第二條 國家公務員の職は、これを一般職と特別職とに分つ。

一般職は、特別職に属する職以外の國家公務員の一切の職を包含する。

特別職は、左に掲げる職員の職とする。

- 一 内閣総理大臣
- 二 國務大臣
- 三 内閣官房長官
- 四 内閣官房次長
- 五 法制局長官
- 六 各省政務次官
- 七 各省次官
- 八 各省参事官
- 九 建設院の長及び終戦連絡中央事務局の長
- 十 内閣総理大臣秘書官（三人以内）及びその他の秘書官（國務大臣又は特別職たる機関の長の各につき一人）
- 十一 任命について國會又はその兩院若しくは一院の選挙、議決又は

同意によることを必要とする職員

十二 現業廳、公團その他これらに準ずるものの職員で、法律又は人事院規則で指定するもの

十三 顧問、参事、委員その他これらに準ずる職員で、法律又は人事院規則で指定するもの

十四 單純な勞務に雇用される者

十五 宮内府長官、侍從長及び侍從並びに法律又は人事院規則で指定する宮内府のその他の職員

十六 大使及び公使

十七 裁判官並びに最高裁判所長官秘書官（一人）及び裁判所調査官

十八 國會職員

この法律の規定は、一般職に属するすべての職（以下その職を官職といふ。）に、これを適用する。

この法律の規定は、この法律の改正法律により、別段の定めがない限り、特別職に属する職には、これを適用しない。

第二章 人事院

(設置)

第三條 この法律の完全な実施を確保し、その目的を達成するため、内閣総理大臣の所轄の下に、人事院を置く。

人事院は、左に掲げる事務を掌る。

一 職員の職務、任免、給與、恩給その他職員に関する人事行政の総合調整に関する事項

二 職員の試験に関する事項

三 その他法律に基きその権限に属せしめられた事項

(職員)

第四條 人事院に左の職員を置く。

總裁

人事官

事務總長 一人

その他政令を以て定める職員（人事官）

第五條 人事官は、人格が高潔で、民主的な統治組織と成績本位の原則による能率的な事務の處理に理解があり、且つ、人事行政に關し識見を有する年齢三十五年以上の者の中から兩議院の同意を経て、内閣が、これを任命する。

人事官の任命については、衆議院が同意して參議院が同意しない場合においては、日本國憲法第六十七條第二項の場合の例により、衆議院の同意を以て兩議院の同意とする。

人事官の任免は、天皇が、これを認証する。

左の各号の一に該当する者は、人事官となることができない。

一 禁治産者若しくは准禁治産者又は破産者で復権を得ない者

二 禁錮以上の刑に処せられた者又は第四十條に規定する罪を犯し刑に処せられた者

三 第三十八條第三号又は第五号に該当する者

任命の日以前一年間において、政党的役員であつた者又は任命の日以前一年間において、公選による國若しくは都道府縣の公職の候補者となつた者は、人事院規則の定めるところにより、人事官となることができない。

人事官の任命については、その中の二人が、同一政党内に属し、又は同一の大學学部若しくは高等學校における同一学科（学科の区分のない大學については同一学部）を卒業した者となることとなつてはならない。

(宣誓及び服務)

第六條 人事官は、任命後、人事院規則の定めるところにより、最高裁判所長官の面前において、宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行つてはならない。

第三章第七節の規定は、人事官にこれを適用する。

(任期)

第七條 人事官の任期は、六年とする。但し、補欠の人事官は、前任者の残任期間に在任する。

人事官は、これを再任することができ、但し、引き続き十八年を超えて在任することはできない。

人事官であつた者は、退職後一年間は、人事院の官職以外の官職に、これを任命することができない。但し、人事院規則の定める場合においては、この限りでない。

(退職及び罷免)

第八條 人事官は、左の各号の一に該当する場合においては、当然退職するものとする。

一 第五條第四項各号の一に該当するに至つた場合

二 内閣総理大臣の訴追に基き、公開の彈劾手続により罷免を可とする決定された場合

三 人事官として引き続き十八年在任するに至つた場合

前項第二号の規定による彈劾の事由は、左に掲げるものとする。

一 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないこと

二 職務上の義務に違反し、その他人事官たるに適しない非行があること

人事官の中、二人以上が同一の政

党に属することとなつた場合においては、これらの者の中一人以外の者は、内閣が兩議院の同意を経て、これを罷免するものとする。但し、人事院規則の定める場合においては、内閣は、ただちに、これを罷免することができ、

前項の規定は、政党内閣関係について異動のなかつた人事官の地位に、影響を及ぼすものではない。

第五條第二項の規定は、第三項の場合に、これを適用する。

第三項の場合を除く外、人事官は、その意に反して罷免されることがない。

(人事官の彈劾)

第九條 人事官の彈劾の裁判は、最高裁判所においてこれをを行う。

内閣総理大臣は、人事官の彈劾の訴追をしようとするときは、訴追の事由を記載した書面を最高裁判所に提出しなければならない。

内閣総理大臣は、前項の場合においては、同項に規定する書面の写を訴追に係る人事官に送付しなければならない。

最高裁判所は、第二項の書面を受理した日から三十日以上九十日以内の間に於いて裁判開始の日を定め、その日の三十日以前までに、内閣総理大臣及び訴追に係る人事官に、これを通知しなければならない。

最高裁判所は、裁判開始の日から百日以内に判決を行わなければならない。

人事官の彈劾の裁判の手続は、裁判所規則でこれを定める。

裁判に要する費用は、國庫の負担とする。

院若しくは一院の選挙、議決又は

人事官 三人

者となることとなつてはならない。

人事官の中、二人以上が同一の政

とする。

(俸給)
第十條 人事官は、國務大臣の俸給に準ずる俸給を受ける。

(總裁)
第十一條 總裁は、人事官の中から、内閣總理大臣が、これを命ずる。

總裁は、院務を總理し、人事院を代表する。

總裁に事故のあるとき、又は總裁が欠けたときは、先任の人事官が、その職務を代行する。

(人事官會議)
第十二條 人事院に人事官を以て組織する人事官會議を置く。事務總長は、幹事として人事官會議に出席する。

人事院は、左に掲げる権限を行う場合においては、人事官會議の議決を経なければならない。

一 人事院規則の制定及び改廢

二 第二十二條の規定による關係廳の長に対する勸告

三 第二十三條の規定による内閣總理大臣に対する意見の申出

四 第二十四條の規定による内閣總理大臣に対する報告

五 第二十九條の規定による職階制の立案

六 第三十六條(第三十七條において適用する場合を含む)の規定による選挙基準の決定及び選挙機關の指定

七 第四十八條の規定による試験機關の指定

八 第六十條の規定による臨時的使用及びその更新に対する承認、臨時的使用に係る職員の員数の制限及びその資格要件の決定並びに臨時的使用の取消

九 第六十三條の規定による給與準則の立案

第十 第六十七條の規定による給與準則の改訂案の作成

十一 第七十二條の規定による關係廳の長に対する勸告及び表彰又は矯正方法に関する立案

十二 第八十六條の規定による事案の判定

十三 第九十一條の規定による処分、判定及び内閣總理大臣に対する意見の申出

十四 第九十四條の規定による補償に関する重要事項の立案

十五 第一百二條の規定による異議の申立についての判定

十六 第一百七條の規定による恩給に関する重要事項の立案

十七 その他人事官會議の議決によりその議決を必要とされた事項

人事官の定例會議は、人事院規則の定めるところにより、一定の場所において、少くとも一週間に一回開催することを常例としなければならない。

人事官會議の議事は、すべて議事録として記録しておかなければならない。

前項の議事録は、幹事がこれを作成する。

人事官會議の議事に關し必要な事項は、人事院規則でこれを定める。

(事務總局その他の機關)
第十三條 人事院に、事務總局を置き、人事院の権限に屬する事項に關する職務を掌らしめる。

人事院に、人事院規則の定めるところにより、地方の事務所を置くことができる。

(事務總長)
第十四條 事務總長は、總裁の指揮監督を受け、事務總局の職務を掌理する。

事務總長は、人事官會議の幹事となり、及び人事主任官會議の議長となる。

(人事院の職員(兼職禁止))
第十五條 人事官及び事務總長は、人事院の官職以外の官職を兼ねてはならない。

(人事院規則)
第十六條 人事院は、この法律の執行に關し必要な事項について、内閣總理大臣の承認を経て、人事院規則を制定する。

人事院規則は、内閣總理大臣が、官報を以て、これを公布する。

(調査)
第十七條 人事院又はその指名する者は、官職についての就職状況、人事管理の状況その他人事行政に關する事項について調査することができる。

人事院又は前項の規定により指名された者は、同項の調査に關し必要があるときは、証人を喚問し、又は調査すべき事項に關係があると認められる書類若しくはその字の提出を求めることができる。

(給與の支拂の監理)
第十八條 人事院は、職員に対する給與の支拂を監理する。

(人事記録)
第十九條 人事院は、職員的人事記録に關することを管理する。

人事院は、總理廳、各省その他の機關をして、当該機關の職員的人事に關する一切の事項について、人事記録を作成し、これを保管せしめるものとする。

人事記録の記載事項及び様式その他人事記録に關し必要な事項は、人事院規則でこれを定める。

人事院は、第二項の規定による人事記録で、前項の規定による人事院規則に違反すると認めるものについて、その改訂を命じ、その他所要の措置をなすことができる。

(統計報告)
第二十條 人事院は、人事院規則の定めるところにより、職員との關係に關する統計報告の制度を定め、これを実施するものとする。

人事院は、前項の統計報告に關し必要があるときは、關係廳に對し隨時又は定期に一定の形式に基いて、所要の報告を求めることができる。

(権限の委任)
第二十一條 人事院は、この法律に基づく権限で重要でないものについて、これを他の機關をして行わしめることができる。この場合においても、人事院は、その権限の行使について責任を免れることができない。

第二十二條 人事院は、人事行政の改善に關し、關係大臣その他の機關の長に勸告することができる。

人事院は、政府全体の行政運営の能率増進に資するため、政府部内各機關相互の間における職員の配置轉換及び人事の交流について、關係大臣その他の機關の長に勸告することができる。

前二項の場合においては、人事院は、その旨を内閣總理大臣に報告しなければならない。

(法令の制定改廢に關する意見の申出)
第二十三條 人事院は、この法律の目的達成上、法令の制定又は改廢に關し意見があるときは、その意見を内閣總理大臣に申し出なければならない。

(業務の報告)
第二十四條 人事院は、毎年、内閣總理大臣に對し、内閣總理大臣の定めるところにより、その業務の状況を報告しなければならない。

内閣總理大臣は、前項の報告を公表しなければならない。

(人事主任官)
第二十五條 總理廳及び各省並びに人事院規則で指定するその他の機關には、その廳の職員として人事主任官を置かなければならない。

人事主任官は、人事に關する部局の長となり、前項の機關の長を助け、人事に關する事務を掌る。

(人事主任官會議)
第二十六條 この法律の実施に關し、人事院と總理廳、各省及びその他の機關の間における緊密な連絡及び相互の協力に遺憾なきを期するため、人事院に人事主任官會議を置く。

人事主任官會議は、議長及び委員を以て、これを組織する。

議長は、事務總長を以て、委員は前條の人事主任官を以て、これに充てる。

人事主任官會議は、人事行政に關する重要事項につき、總裁に建議することができる。

前四項に定めるものの外、人事主任官會議に關し必要な事項は、人事院規則でこれを定める。

第三章 官職の基準

第十八部 決算委員會會議第八号 昭和二十二年九月二十九日【參議院】

第一節 通則

(平等取扱の原則)

第二十七條 すべて國民は、この法律の適用について、平等に取り扱われ、人種、信條、性別、社会的身分又は門地によつて、差別されてはならない。

(情勢適應の原則)

第二十八條 この法律に基いて定めらるべき給與、勤務時間その他勤務條件に關する基礎事項は、社会一般の情勢の変化に適應するように、國會の定める手続に従ひ、隨時変更せられうるものとする。

第二節 職階制

(職階制の確立)

第二十九條 人事院は、職階制を確立し、官職を職務の種類に應じて定めたる職階別に、且つ、職務の複雑と責任の度に応じて定めたる等級別に、分類整理しなければならない。

職階制においては、職種及び等級を同じくする官職については、同一の資格條件を必要とするともに、且つ、当該官職に就いてゐる者に対しては、同一の幅の俸給が支給されるように、官職の分類整理がなされなければならない。

(職階制の実施)

第三十條 職階制は、職階制を実施することが出来るものから、逐次これを実施しなければならない。

職階制の実施につき必要な事項は、この法律に定のあるものを除いては、人事院規則でこれを定める。

(官職の格付)

第三十一條 職階制を実施することとなつた場合においては、人事院は、人事院規則の定めるところにより、

職階制の適用されるすべての官職をいづれかの職種及び等級に格付しなければならない。

人事院は、人事院規則の定めるところにより、隨時、前項に規定する格付を再審査し、必要と認めるときは、これを改訂しなければならない。

(職階制によらない官職の分類の禁止)

第三十二條 職階制が適用される官職については、任用の資格要件及び俸給支給の基準としては、職階制によらない分類をすることはできない。

第三節 試験及び任免

(任免の根本基準)

第三十三條 すべて職員は、その者の受驗成績、勤務成績又はその他の能力の実証に基いて、これを行

前項に規定する根本基準の実施につき必要な事項は、この法律に定のあるものを除いては、人事院規則でこれを定める。

第一款 通則

(任用、採用、昇任及び降任並びに轉任の定義)

第三十四條 この法律において任用とは、採用、昇任、降任及び轉任をい

この法律において採用とは、昇任、降任及び轉任以外の方法によつて官職に任命することをいう。

この法律において昇任とは、現に官職に就いてゐることに基いて、その官職と同一の職種に属する上の等級の官職に任命することをいう。

この法律において降任とは、現に官職に就いてゐることに基いて、そ

の官職と同一の職種に属する下の等級の官職に任命することをいう。

この法律において轉任とは、現に官職に就いてゐる者をその官職と同一の職種及び等級に属する他の職又は同一職の他の部署の官職に任命することとする。

(欠員補充の方法)

第三十五條 官職に欠員を生じた場合においては、その任命権者は、法律又は人事院規則に別段の定めのある場合を除いては、採用、昇任、降任又は轉任のいずれか一の方法により、職員を任命することができる。

但し、人事院が特別の必要があると認めて任命の方法を指定した場合、この限りではない。

(採用の方法)

第三十六條 職員の採用は、競争試験によるものとする。但し、人事院規則の定める職種及び等級について、人事院の承認があつた場合は、競争試験以外の能力の実証に基く試験(以下選考という。)の方法によることを妨げない。

前項但書の選考は、人事院の定める基準により、人事院又はその定める選考機関が、これを行う。

職員の採用は、前二項の規定にかかわらず、人事院規則の定めるところにより、採用すべき官職と同一の職種で、且つ、同等以上の等級の官職に、従前在職したことのある者の中から、これを行うことができる。

(昇任の方法)

第三十七條 職員の昇任は、その官職と同一の職種に属する直近下級の等級の官職の在職者の間における競争試験(以下試験という。)によるもの

とする。但し、人事院は、任命権者の請求に基き、試験を受ける者の範囲を、その所轄部内の職員に限ることが出来る。

昇任すべき官職の職務及び責任に鑑み、人事院が、当該在職者の間における試験によることを適當でないと認める場合においては、昇任は、当該在職者の従前の勤務実績に基く選考により、これを行うことができる。

前條第二項の規定は、前項の選考にこれを準用する。

(欠格事項)

第三十八條 左の各号の一に該当する者は、人事院規則の定める場合を除くの外、官職に就く能力を有しない

一 禁治産者及び準禁治産者
二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終るまで又は執行を受け

ることがなくなるまでの者
三 懲戒免職の処分(第八條第二條第二号の事由による懲戒)その他人事院規則の定める懲戒免職の処分に準ずるものを含む。)を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

四 人事院の人事官又は事務総長の職にあつて、第百八條又は第百九條第三号に規定する罪を犯し刑に処せられた者

五 日本國憲法施行の日以後において、日本國憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の團體を結成し、又はこれに加入した者

(人事に關する不法行為の禁止)
第三十九條 何人も、左の各号の一に掲げる事項を實現するために、金銭

その他の利益を授受し、提供し、要求し、若しくは授受を約束し、脅迫、強制その他これに類する方法を用い、直接たると間接たるとを問はず、公の地位を利用し、その利用を提供し、要求し、若しくは約束し、又はこれらの行為に關與してはならない。

一 退職若しくは休職又は任用の不承諾
二 試験若しくは任用の志望の撤回又は任用に対する競争の中止
三 任用、昇給、留職その他官職における利益の實現又はこれらのことの推薦

(人事に關する虚偽行為の禁止)

第四十條 何人も、試験、選考、任用又は人事記録に關して、虚偽又は不正の陳述、記載、証明、採点、判断又は報告を行つてはならない。

(受驗又は任用の阻害及び情報提供の禁止)

第四十一條 試験機關に属する者その他の職員は、受驗若しくは任用を阻害し、又は受驗若しくは任用に不當な影響を與える目的を以て特別若しくは秘密の情報を提供してはならない。

第二款 試験

(試験実施の場合)

第四十二條 試験は、人事院規則の定めるところにより、職種及び等級に應じ、これを行う。

(受驗の欠格事項)

第四十三條 第四十四條に規定する資格に關する制限の外、官職に就く能力を有しない者は、受驗することができない。

第四十四條 人事院は、人事院規則により、受験者に必要な資格として職

種及び等級に應じ、その職務の遂行に欠くことのできない最小限度の客観的且つ画一的な要件を定めることができる。

（試験の内容）

第四十五條 試験は、職務遂行の能力を有するかどうかを判定することを以てその目的とし、その内容は、実際のなものであることを要する。

（採用試験の公開平等）

第四十六條 採用試験は、人事院規則の定める受験の資格を有するすべての國民に對して、平等の條件で公開されなければならない。

（採用試験の告知）

第四十七條 採用試験の告知は、公告によらなければならない。

前項の告知には、その試験に係る職種及び等級についての職務及び責任の概要及び給與、受験の資格要件、試験科目及びその各科目の比重、試験の時期及び場所、願書の入手及び提出の場所、時期及び手続その他の必要な受験手続並びに人事院が必要と認めるその他の注意事項を記載するものとする。

第一項の規定による公告は、人事院規則の定めるところにより、受験の資格を有するすべての者に對し、受験に必要な事項が漏れなく判明することのできるように、これを行わなければならない。

（試験機関）

第四十八條 試験は、人事院規則の定めるところにより、人事院の定める試験機関が、これを行う。

（試験の時期及び場所）

第四十九條 試験の時期及び場所は、國內の受験資格者が、無理なく受験することができるよう、これを定めなければならない。

（名簿の作成）

第五十條 試験による職員任用については、人事院規則の定めるところにより、職種及び等級に應じ、任用候補者名簿（採用候補者名簿及び昇任候補者名簿）を作成するものとする。

（採用候補者名簿に記載される者）
第五十一條 採用候補者名簿には、当該職種及び等級の官職に採用することができるとして、採用試験において合格点以上を得た者の氏名及び得点を、その得点順に記載するものとする。

（昇任候補者名簿に記載される者）
第五十二條 昇任候補者名簿には、当該職種及び等級の官職に昇任することができるとして、昇任試験において合格点以上を得た昇任候補者の氏名及び得点を、その得点順に記載するものとする。

（名簿の閲覧）
第五十三條 任用候補者名簿は、受験者、任命権者その他関係者の請求に應じて、常に閲覧に供されなければならない。

（名簿の失効）
第五十四條 任用候補者名簿が、その作成後一年以上を経過したとき、又は人事院の定める事由に該當するときは、何時でも、人事院は、任意に、その全部又は一部を失効させることができる。

（任命権者）

第四款 任用

第五十五條 職員の任用は、採用試験による場合、昇任試験による場合又はその他の場合を問はず、すべて任命権者が、これを行う。

任命権は、法律に別段の定めのある場合を除いては、その官職の等級の別に従い、政令の定めるところにより、内閣、内閣総理大臣又は各大臣その他の機関の長に属する。

前項に規定する機関の長たる任命権者は、政令の定めるところにより、その任命権を、その部内の上級の職員に限り委任することができる。

（採用候補者名簿による採用の方法）
第五十六條 採用候補者名簿による職員の採用は、当該採用候補者名簿に記載された者の中、採用すべき者一人につき、試験における高得点順の志望者五人の中から、これを行うものとする。

（昇任候補者名簿による昇任の方法）
第五十七條 昇任候補者名簿による職員の昇任は、当該昇任候補者名簿に記載された者の中、昇任すべき者一人につき、試験における高得点順の志望者五人の中から、これを行うものとする。

（任用候補者の推薦）
第五十八條 任命権者が職員を採用し、又は昇任しようとする場合において、その請求があるときは、人事院は、人事院規則の定めるところにより、任命権者に對し、当該任用候補者名簿に記載された任用候補者の中当該任用の候補者たるべき前二條の規定による員数の者を提示しなければならない。

（條件附採用期間）
第五十九條 人事院規則の定める職種及び等級の職員の採用は、すべて條件附のものとし、その職員が、その官職において六月を下らない期間を勤務し、その間その職務を良好な成績で遂行したときに、正式のものとなるものとする。

條件附採用に關し必要な事項は、人事院規則でこれを定める。

（臨時任用）
第六十條 任命権者は、人事院規則の定めるところにより、緊急の場合、臨時の官職に關する場合又は任用候補者名簿がない場合には、人事院の承認を得て、六月を超えない任期で、臨時任用を行うことができる。この場合において、その任用は、人事院規則の定めるところにより人事院の承認を得て、六月の期間で、これを更新することができるが、再度更新することはできない。

人事院規則を適用する。

第五款 休職、復職、退職及び免職

（休職、復職、退職及び免職）
第六十一條 職員の休職、復職、退職及び免職は任命権者が、これを行う。

（給與の根本基準）

第六十二條 職員の給與は、その官職の職務と責任に應じてこれをなす。前項の規定の趣旨は、できるだけ速かに、且つ、現行制度に適當な考慮を拂いつつ、可能な範圍において、達成せられるべきものとする。

（給與の根本基準）

第六十三條 職員の給與は、法律により定められる給與準則に基いてなされ、これに基かずには、いかなる金銭又は有價物も支給せられることはできない。

人事院は、必要な調査研究を行い、職階制に適合した給與準則を立案し、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

（俸給表）
第六十四條 給與準則には、俸給表が規定されなければならない。

俸給表には、等級ごとに俸給額が一定の幅を以て、明確に定められ、且つ、生計費、民間における賃金その他の事情を考慮して定めらるべきものとする。

（給與準則に定むべき事項）
第六十五條 給與準則には、前條の俸給表の外、左の事項が規定されなければならない。

一 同一等級内における俸給の昇給

（給與準則に定むべき事項）
第六十六條 給與準則には、前條の俸給表の外、左の事項が規定されなければならない。

（給與準則に定むべき事項）
第六十七條 給與準則には、前條の俸給表の外、左の事項が規定されなければならない。

の基準に関する事項

二 その官職に職階制が初めて適用せられる場合の給與に関する事項
三 時間外勤務、夜間勤務及び休日勤務に対する給與に関する事項
四 特別地域勤務、危険作業その他特殊な勤務に対する手当に関する事項

五 常時勤務を要しない官職、生活に必要な施設の全部又は一部を官給する官職その他勤務条件の特別なものについて、人事院のなす給與の調整に関する事項

前項第一号の基準は、勤続期間、勤務能率その他勤務に関する諸要件を考慮して定められるものとする。

(給與額の決定)

第六十六條 職員は、その官職につき職階制において定められた職種及び等級について給與準則の定ある俸給額を支給せられる。

職員の給與準則の基準を決定する場合においては、職務に關係のない事項によつて、差別が設けられてはならない。

(給與準則の改訂)

第六十七條 人事院は、給與準則に關し、當時、必要な調査研究を行い、給與額を引き上げ、又は引き下げる必要を認めるときは、遅滞なく改訂案を作成して、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

第二款 給與の支拂

第六十八條 職員に対して給與の支拂をなす者は、先づ受給者につき給與簿を作成しなければならない。給與簿は、何時でも人事院の職員が検査

し得るようになしておかなければならない。

前二項に定めるものを除いては、給與簿に關し必要な事項は、政令又は人事院規則でこれを定める。

(給與簿の検査)

第六十九條 職員の給與が法令又は人事院規則に適合して行われることを確保するため必要があるときは、人事院は給與簿を検査し、必要があると認めるときは、その是正を命ずることが出来る。

(違法の支拂に対する措置)

第七十條 人事院は、給與の支拂が、法令又は人事院規則に違反してなされたことを発見した場合に、自己の権限に屬する事項については自ら適当な措置をなす外、必要があると認めるときは、事の性質に應じて、これを会計検査院に報告し、又は檢察官に通報しなければならない。

第五節 能率

(能率の根本基準)

第七十一條 職員の能率は、充分に發揮され、且つ、その増進がはからなければならない。

前項の根本基準の実施につき、必要な事項は、この法律に定めるものを除いては、人事院規則でこれを定める。

人事院は、職員の能率の發揮及び増進について、調査研究を行い、これが確保のため適切な方策を講じなければならない。

(勤務成績の評定)

第七十二條 職員の職務についてはその所轄廳の長は、定期的に勤務成績の評定を行い、その評定の結果に應じた措置を講じなければならない。

人事院は、前項の勤務成績の評定及びその記録に關し必要な事項を定める権限を有し、且つ、この法律の趣旨に則つて職員の能率の發揮及び増進のためとなるべき措置を關係廳の長に勧告する権限を有する。

人事院は、勤務成績の優秀な者に對する表彰に関する事項及び成績のいじむるしく不良な者に對する矯正方法に関する事項を立案し、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

(能率増進計画)

第七十三條 人事院及び關係廳の長は、職員の勤務能率の發揮及び増進のために、左の事項について計画を樹立し、これが実施に努めなければならない。

- 一 職員の教育訓練に関する事項
- 二 職員の保健に關する事項
- 三 職員の元氣回復に關する事項
- 四 職員の安全保持に關する事項
- 五 職員の厚生に關する事項

前項の計画の樹立及び実施に關し、人事院は、その総合的企画並びに關係各廳に對する調整及び監視に當る。

第六節 分限、懲戒及び保障

(分限、懲戒及び保障の根本基準)

第七十四條 すべて職員の分限、懲戒及び保障については、公正でなければならない。

前項に規定する根本基準の実施につき必要な事項は、この法律に定めるものを除いては、人事院規則でこれを定める。

第一款 分限

第七十五條 職員は、法律に定める事

由による場合でなければ、その意に反して、降任され、休職され、又は免職されることはない。

職員は、人事院規則の定める事由に該するときは、降給されるものとする。

(欠格による失職)

第七十六條 職員が第三十八條各号の一に該するに至つたときは、人事院規則に定める場合を除いては、当然失職する。

(本人の意に反する降任及び免職の場合)

第七十七條 職員が、左の各号の一に該する場合においては、人事院規則の定めるところにより、その意に反して、これを降任し、又は免職することが出来る。

- 一 勤務実績が著らない場合
- 二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- 三 その他その職種又は等級の官職に必要な適格性を欠く場合

(本人の意に反する休職の場合)

第七十八條 職員が、左の各号の一に該する場合においては、その意に反して、これを休職することが出来る。

- 一 心身の故障のため、長期の休養を要する場合
- 二 刑事事件に關し起訴された場合

(休職の効果)

第七十九條 前條第一号の規定による休職の期間は、滿一年とし、休職期間中その故障の消滅したときは、速やかにこれに復職を命ずるものとす。休職のまま満期に至つたときは、当然退職者とする。

前條第二号の規定による休職の間は、その事件が裁判所に係属する間とする。

休職者は、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。休職者は、その休職の期間中俸給の三分の一を受ける。

(適用除外)

第八十條 左に掲げる職員の分限については、第七十五條、第七十七條乃至前條及び第八十八條乃至第九十一條の規定は、これを適用しない。

- 一 臨時的職員
- 二 條件附採用期間中の職員
- 三 官制若しくは定員の改廢又は予算の減少に因り廢職又は過員になつた職員
- 四 職階制による官職の格付の改正の結果、降給又は降任と同一の結果となつた職員

前項各号に掲げる職員の分限については、人事院規則で必要な事項を定めることができる。

第一項第三号に掲げる者のいずれを降任し、休職し、又は免職すべきかは、勤務成績その他の能力の実証に基いて、これを定める。

第二款 懲戒

(懲戒の場合)

第八十一條 職員が、左の各号の一に該する場合においては、これに對し懲戒処分として、免職、停職、減給又は譴責の処分をすることが出来る。

- 一 この法律又は人事院規則に違反した場合
- 二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つた場合
- 三 國民全体の奉仕者たるにふさわ

憲法、何時でも人事院の職員が検査

の決定を行ひ、その決定の結果に應

じた措置を講じなければならない。

第七十五條 職員は、法律に定める事

は、当然退職者とする。

し、ない非行のあつた場合

(懲戒の効果)

第八十二條 停職の期間は、一年以上

一年以下とする。

停職者は、職員としての身分を保

有するが、その職務に従事しない。

停職者は、その停職の期間中俸給の

三分の一を受ける。

減給は、一年以上一年以下俸給の

三分の一以下を減ずる。

(懲戒権者)

第八十三條 懲戒処分は、任命権者

が、これを行う。

(刑事裁判との関係)

第八十四條 懲戒に付せらるべき事件

が、刑事裁判所に係属する間は、同

一事件に關し懲戒の手續を進めるこ

とができない。

第三款 保障

第一目 勤務條件に關する

行政措置の要

求

(勤務條件に關する行政措置の要求)

第八十五條 職員は、俸給、給料その

他あらゆる勤務條件に關し、人事院

に對して、人事院又はその職員の所

轄廳の長により、適當な行政上の措

置が行われることを要求することが

できる。

る判定に基き、勤務條件に關し一定

の措置を必要と認めるときは、その

権限に屬する事項については、自ら

これを実行し、その他の事項につい

ては、その職員の所轄廳の長に對し、

その実行を勧告しなければならない

第二目 職員に對する

不利な処分

(職員に對する不利な処分

に關する審査

に關する説明書の交付)

第八十八條 職員に對し、その意に反

して、降給し、降任し、休職し、免

職し、その他これに對しいろいろし

く不利な処分を行ひ、又は懲戒処

分を行はうとするときは、その処分

を行う者は、その職員に對し、その

処分の際、処分の事由を記載した説

明書を交付しなければならない。

職員が前項に規定するいぢるし

く不利な処分を受けたと思料する

場合には、同項の説明書の交付を請

求することができる。

(審査請求)

第八十九條 前條第一項に規定する処

分を受けた職員は、処分説明書を受

領した後三十日以内に、人事院に、

その審査を請求することができる。

(調査)

第九十條 前條に規定する請求を受理

び処分を受けた職員は、すべての口

頭審理に出席し、自己の代理人とし

て弁護人を選任し、陳述を行ひ、証

人を出席せしめ、並びに書類、記録

その他のあらゆる適切な事実及び資

料を提出することができる。

前項に掲げる者以外の者は、当該

事實に關し、人事院に對し、あらゆる

事實及び資料を提出することがで

きる。

(調査の結果採るべき措置)

第九十一條 前條に規定する調査の結

果、処分が正當であることが判明し

たときは、人事院はその処分を確

ししなければならない。

前條に規定する調査の結果、その

処分が事實と相違し、その他正當で

ないことが判明したときは、人事院

は、その処分の取消又は変更、その

職員の官職上の權利の回復、その職

員がその処分の結果受けた不正の

訂正及びその職員のその処分の結果

失つた給與に關する補償につき、そ

の職權に屬するものは、自らこれを

実行し、その他のものは、これに關

する意見を内閣總理大臣に申し出な

ければならない。

内閣總理大臣は、前項に規定する

申出のあつた場合においては、その

した場合における、本人及びその直

接扶養する者がこれによつて受ける

損害に對し、これを補償する制度が、

樹立し実施せられなければならない

前項の規定による補償制度は、法

律によつてこれを定める。

(法律に規定すべき事項)

第九十三條 前條の補償制度には、左

の事項が定められなければならない

一、公務上の負傷又は疾病に起因し

た活動不能の期間における経済的

困窮に對する職員の保護に關する

事項

二、公務上の負傷又は疾病に起因し

て、永久に、又は長期に所得能力

を喪せられた場合におけるその職

員の受ける損害に對する補償に關

する事項

三、公務上の負傷又は疾病に起因す

る職員の死亡の場合におけるその

遺族又は職員の死亡當時その收入

によつて生計を維持した者の受け

る損害に對する補償に關する事項

(人事院の補償制度立案の責務)

第九十四條 人事院は、なるべく速か

に補償制度の研究を行ひ、その成果

を内閣總理大臣に提出しなければな

らない。

第七節 服務

(服務の根本基準)

第九十五條 すべて職員は、國民全体

の奉仕者として、公共の利益のため

に勤務し、且つ、職務の遂行に當つ

ては、全力を盡してこれに専念しな

ければならない。

前項に規定する根本基準の実施に

關し必要な事項は、この法律に定め

るものを除いては、人事院規則でこ

れを定める。

(服務の宣誓)

第九十六條 職員は、人事院規則の定

めるところにより、服務の宣誓をし

なければならない。

(法令及び上司の命令に従ふ義務)

第九十七條 職員は、その職務を遂行

するについて、誠実に法令に従ひ、

且つ、上司の職務上の命令に従わな

ければならない。但し、上司の職務

上の命令に對しては、意見を述べ

ることができる。

(信用失墜行為の禁止)

第九十八條 職員は、その官職の信用

を傷つけ、又は官職全体の不名誉と

なるような行為をしてはならない。

(秘密を守る義務)

第九十九條 職員は、職務上知ること

のできた秘密を漏らしてはならな

い。その職を退いた後といえども同

様とする。

法令による証人、鑑定人等とな

り、職務上の秘密に屬する事項を發

表するに、所轄廳の長(退職者につ

いては、その退職した官職又はこ

れに相當する官職の所轄廳の長)の

許可を要する。

前項の許可は、法律又は人事院規

則の定める條件及び手續に係る場合

を除いては、これを拒むことができ

ない。

(職務に専念する義務)

第一百條 職員は、特別の事情により所

轄廳の長の承認を受けた場合を除い

ては、その勤務時間及び職務上の注

意力のすべてをその職務遂行のため

に用ひなければならない。

(政治行為の制限)

第一百一條 職員は、政党又は政治目的

を以てして政治的行為をしてはなら

ない。

(政治行為の制限)

第一百一條 職員は、政党又は政治目的

を以てして政治的行為をしてはなら

ない。

(政治行為の制限)

第一百一條 職員は、政党又は政治目的

を以てして政治的行為をしてはなら

ない。

(政治行為の制限)

第一百一條 職員は、政党又は政治目的

を以てして政治的行為をしてはなら

のために、寄附金その他の利益を求め、若しくは受領し、又は何らの方法を以てするを問はず、これらの行為に關與してはならない。

職員は、人事院規則で別段の定をした場合を除いては、公選による公職の候補者となることができない。

職員は、政党その他の政治的団体の役員となることができない。

(私企業からの隔離)

第二百二條 職員は、商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業(以下営利企業という)を営むことを目的とする会社その他の団体の役員顧問若しくは評議員の職を兼ね又は自ら営利企業を営んではならない。

職員であつた者は、その退職後二年間は、その退職前二年間に在職していた官職と職務上密接な關係にある営利企業を代表する地位に就いてはならない。

前二項の規定は、人事院規則の定めるところにより、所轄廳の長の許可を得た場合には、これを適用しない。

営利企業について、株式所有の關係その他の關係により、当該企業の経営に参加し得る地位にある職員に對し、人事院は、人事院規則の定めるところにより、株式所有の關係その他の關係について報告を徴することができる。

人事院は、人事院規則の定めるところにより、前項の報告に基き、企業に對する關係の全部又は一部の存続が、その職員の職務遂行上適當でないことを認めるときは、その旨を当該職員に通知することができる。

前項の通知を受けた職員は、その

通知の内容について異議があるときは、その通知を受領した後三十日以内に、人事院に異議の申立をすることができ。

第九十條第二項及び第三項の規定は、前項の異議の申立のあつた場合に、これを準用する。

第六項の異議の申立をしなかつた職員及び人事院が異議の申立について調査した結果、通知の内容が正当であると決定せられた職員は、人事院規則の定めるところにより、人事院規則の定める期間内に、その企業に對する關係の全部若しくは一部を絶つか、又はその官職を退かなければならない。

(他の事業又は事務の關與制限)

第二百三條 職員が報酬を得て、営利企業以外の事業の団体の役員、顧問若しくは評議員の職を兼ね、その他の事業に従事し、若しくは事務を行うには、その所轄廳の長の許可を要する。

(職員の職務の範囲)

第二百四條 職員は、職員としては法令による職務を担当する以外の義務を負わない。

(勤務條件)

第二百五條 職員の勤務條件その他職員の服務に關し必要な事項は、人事院規則でこれを定めることができる。

前項の人事院規則は、この法律の規定の趣旨に沿うものでなければならぬ。

第八節 退職者に對する恩給

(退職者に對する恩給の根本基準) 第二百六條 職員であつて、相当年限、忠実に勤務して退職した者に對しては、恩給が與えられなければならない

い。

前項の恩給に關して必要な事項は、法律によつてこれを定める。

公務に基き負傷若しくは疾病に基き退職した者又は公務に基き死亡した者の遺族に對しては、法律の定めるところにより、恩給を與えることができる。

(恩給制度の目的)

第二百七條 前條の恩給制度は、本人及び本人がその退職又は死亡の當時直接扶養する者をして、退職又は死亡の時の條件に應じて、その後において適當な生活を維持するに必要な所得を與えることを目的とするものでなければならない。

前條第三項の場合においては、第九十二條の規定による補償制度との間に適當な調整が図られなければならない。

恩給制度は、健全な基礎のもとに計画され、人事院によつて運用されるものでなければならない。

人事院は、なるべく速かに、恩給制度に關して研究を行い、その成果を内閣總理大臣に提出しなければならない。

第四章 罰則

第二百八條 第三十九條の規定による禁止に違反した者は、三年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

前項の者を收受した金銭その他の利益は、これを沒收する。その全部又は一部を沒收することができないときは、その價額を追徴する。

第二百九條 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

一 第十七條第二項の規定により、証人として喚問を受け虚偽の陳述をした者

二 第十七條第二項の規定により、書類又はその写の提出を求められ、虚偽の事項を記載した書類又は写を提出した者

三 第四十條又は第四十一條の規定による禁止に違反した者

四 第二百二條第二項の規定による禁止に違反した者

第二百十條 第十七條第二項の規定により証人として喚問を受け、正当の理由がなくこれに應ぜず、又は同項の規定により書類若しくはその写の提出を求められ、正当の理由がなくこれに應じなかつた者は、これを三千円以下の過料に処する。

附則

第一條 この法律中附則第二條の規定は、昭和二十二年十月一日から、その他の規定は、昭和二十三年七月一日からこれを施行する。

人事院は、遅くとも昭和二十四年一月一日には設置されなければならない。

この法律中人事院及び服務に關する規定(これらに關する附則の規定を含む。)以外の規定は、法律又は人事院規則の定めるところにより、実行の可能な限度において、逐次これを適用することができる。

第二條 内閣總理大臣の所轄の下に、臨時人事委員会を置く。

臨時人事委員会は、この法律の施行に必要な範囲内において、官職、在職状況その他人事行政一般に關する調査その他の準備の事務を掌する権限を有する。

七月一日から人事院の設置に至るまで、この法律に定める人事院の職權を行う。この場合において、この法律中「人事院」とあるのは「臨時人事委員会」、「人事官」とあるのは「臨時人事委員」と読み替へるものとする。

臨時人事委員会は委員長及び委員二人を以て、これを組織する。

委員長及び委員は、人事院が設置されたときは、退職するものとする。この場合においては、委員長は、遅滞なくその事務を人事院總裁に引き継がなければならない。

第五條第一項(同議院の同意に關する部分を除く。)第三項乃至第五項及び第十一條第二項の規定は、委員長及び委員について、これを準用する。

臨時人事委員会に事務局を置く。事務局に事務局長一人及び政令で定める所要の職員を置く。

臨時人事委員会の權限を実施するため必要な事項は、昭和二十三年六月三十日まで政令で、その後は法律又は人事院規則で、これを定める。

第三條 第五條第六項にいう大学学部又は高等學校には、大学令による大学学部又は高等學校若しくは專門學校令による高等學校若しくは專門學校を含むものとする。

第四條 最初に任命される人事官の二人の任期は、第七條第一項本文の規定にかかわらず、一人は四年、他の一人は二年とする。この場合において、いづれの人事官の任期を、いづれとするかは、内閣總理大臣がこれを決定する。

前項の通知を受けた職員は、その

は、恩給が與えられなければならない

一 第十七條第二項の規定により、

臨時人事委員会は、昭和二十三年

これを決定する。

第五條 總裁以外の人事官が、ともに

最初に任命された人事官である場合
において、第十一條第三項の規定を
適用するについては、同項中「先任
の人事官」とあるのは、「任期の長
い人事官」と読み替えるものとす
る。

第六條 第三十八條第三号にいう懲戒
免職の処分には、従前の規定による
懲戒免官を含むものとする。

第七條 従前の規定により休職を命ぜ
られた者又は懲戒手続中の者若しく
は懲戒処分を受けた者の休職又は懲
戒に關しては、なお従前の例によ
る。

第八條 第八十一條第二号又は第三号
の規定は、同條の規定適用前の行爲
についても、また、これを適用す
る。

第九條 人事院の指定する日におい
て、その指定する官職に在任する者
は、人事院規則の定めるところによ
り、この法律に基く試験又は選考に
合格し、その他その官職の属する
職種及び等級に必要な資格要件を具
備し、且つ、この法律に基く手続に
よりその官職に就いた者とみなす。
但し、附則第十一條に規定する者に
ついては、この限りでない。

第十條 前條の規定による官職の指定
があつた場合において、その官職に
任用される臨時職員については、
任命権者は、人事院の承認を得て、
第六十條第一項に規定する任期に關
する制限にかかわらず、前條の規定
により指定された日から三年を超え
ない期間、その者を在任させること
ができる。

第十一條 人事院の指定する日におい

第十八部 決算委員会會議録第八号

昭和二十二年九月二十九日

【参議院】

て、總理廳若しくは各省の外局若し
くは内局又は人事院の指定する機関
の長及び次長その他これらに準ずべ
き官職で人事院の指定するものに在
任する者は、人事院規則の定めると
ころにより、その際前條の規定によ
る、臨時職員に任用されたものと
みなす。但し、その在任は、昭和二
十三年七月一日から三年を超えるこ
とはできない。

前項に規定する官職については、
人事院は、遅くとも昭和二十三年七
月一日から二年以内に、職務の格付
及び試験又は選考の実施ができるよ
うに努めなければならない。

第十二條 第九十九條の規定は、従前
職員であつた者で同條の規定施行前
退職した者についても、これを適用
する。

第十三條 外交官、領事官その他の在
外職員、学校教員、裁判所の職員、
檢察官その他の一般職に属する職員
に關し、その職務と責任の特殊性に
基いて、この法律の特例を要する場
合においては、別に法律又は人事院
規則を以て、これを規定することが
できる。但し、その特例は、この法
律第一條の精神に反するものであつ
てはならない。

第十四條 この法律の各規定施行又は
適用の際、現に効力を有する政府職
員に關する法令の規定の政廢及びこ
れらの規定の適用を受ける者に、こ
の法律の規定を適用するについて、
必要な経過的特例その他の事項は、
法律又は人事院規則でこれを定め
る。

國家公務員法の規定が適用せられるま

での官吏の任免等に関する法律案
官吏の任免、敘級、休職、復職、懲戒
その他身分上の事項、俸給、手当その
他給與に關する事項及び服務に關する
事項については、その官職について國
家公務員法の規定が適用せられるまで
の間、従前の例による。但し、法律又
は國家公務員法第十六條の人事院規則
を以て別段の定をなしたときは、その
定による。

前項但書の規定による定は、國家公
務員法の精神に沿うものでなければな
らない。

附則

この法律は、昭和二十三年一月一日
から、これを施行する。

第一項中「國家公務員法第十六條の
人事院規則」とあるのは、昭和二十三
年六月三十日までは「政令」と読み替
えるものとし、その政令は、臨時人事
委員会の助言に基いて定められなけれ
ばならない。

九月二十七日日本委員会に左の事件を付
託された。

一、中央出先機關廢止に關する陳情
(第三百五十六号)

(陳第三百五十六号) 昭和二十二年
八月三十日受理

中央出先機關廢止に關する陳情
福島縣會議長 大竹作磨外二名(外
二件)

この陳情の趣旨は、陳第三百九十九号と
同じである。

昭和二十二年十月三十一日印刷

昭和二十二年十一月一日發行

参議院事務局

印刷者 印刷局